

別紙 8 有機農業推進総合対策

第 1 事業の実施方針

本事業は、我が国における国際水準の有機農業の取組を推進するため、有機 JAS 制度等について農業者に指導・助言を行う人材を育成する取組、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機 JAS の制度等に関する研修の受講や初回のは場実地検査を受検する機会を提供する取組、複数の耕作放棄地等を試行的にまとめて有機 JAS は場に転換する取組、有機農産物の安定供給体制を構築する取組及び国産有機農産物の流通、加工、小売等の事業者と連携した需要喚起の取組を支援する。

第 2 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

1 国際水準の有機農業

国際水準の有機農業とは、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日付け農林水産省告示第 1605 号。以下「有機 JAS 規格」という。）第 4 条の基準を満たす生産方法（同条の表に定める転換期間中のほ場における生産を含む。）とする。

2 有機農産物等

有機農産物等とは、有機 JAS 認証を受けた農産物その他国際水準の有機農業で生産された農産物とする。

第 3 事業の内容

本事業は次の事業から構成されるものとし、各事業の取組内容、補助要件、成果目標の設定、審査基準、事業実施手続等は以下に定めるとおりとする。

1 有機農業新規参入者技術習得等支援事業

(1) 有機農業新規参入者技術習得支援事業

I に定めるとおりとする。

(2) 有機農地集約化試行支援事業

II に定めるとおりとする。

2 有機農産物安定供給体制構築事業

(1) オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

III に定めるとおりとする。

(2) オーガニックビジネス拡大支援事業

IV に定めるとおりとする。

(3) 産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証支援事業

V に定めるとおりとする。

(4) 産地間・自治体間連携支援事業のうち流通技術課題対応実証及び自治体ネットワーク連携活動支援事業

VI に定めるとおりとする。

3 国産有機農産物バリューチェーン構築推進事業

VII に定めるとおりとする。

4 有機農業推進体制整備交付金

VIII に定めるとおりとする。

第 4 事業実施主体の要件

本事業を構成する事業の実施主体は、以下の要件を全て満たすものとする。

1 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は

支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

- 2 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等（以下「規約等」という。）が定められていること。
- 3 規約等において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第5 事業実施に当たっての留意事項

効率的かつ効果的な事業実施のため、有機農業推進総合対策事業のうち他の事業の実施主体との連携に努めるものとし、必要に応じ、担当者間で相互の取組や事業実施計画の一部（事業計画の内容、成果目標等）を情報共有すること。

I 有機農業新規参入者技術習得支援事業

第1 事業の内容

新たに有機農業に取り組む農業者（営農を始めて5年以内の農業者であって、営農開始時から国際水準の有機農業に取り組んでいる、又は営農の一部若しくは全部を国際水準の有機農業に転換している（予定している場合を含む。）ものをいう。以下同じ。）に、有機農業開始段階において有機 JAS 認証の取得を促し、販路開拓の選択肢を増やすため、有機 JAS の制度や技術的基準に関する研修及び有機 JAS 認証取得に必要なほ場実地検査（以下「有機 JAS ほ場実地検査」という。）を受講・受検する機会を提供する取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 取組内容

ア 事業リーフレットの作成及び支援希望者の募集

アの支援を希望する者を募集するため、新たに有機農業に取り組む農業者に本事業の支援内容や手続等を説明するリーフレットの作成、事業説明会の開催、インターネット等を活用した告知等を行うものとする。

なお、事業実施に当たっては、インターネット等を活用し全国の農業者の利便性に配慮するものとする。

イ 有機 JAS 制度に関する研修等の受講・受検の支援

本事業の支援対象となる農業者（以下「支援対象者」という。）に対し、有機 JAS 講習会の受講及び有機 JAS ほ場実地検査の受検の機会を提供するため、(2)により必要な経費を支援するものとする。

ウ 受講・受検の成果のフォローアップ

支援対象者の研修等の受講・受検の成果を把握するため、有機 JAS の制度等及び有機 JAS ほ場実地検査に関する理解度並びに有機 JAS 認証取得に向けた取組状況を把握するアンケート調査等を行うものとする。

(2) 有機 JAS 制度に関する研修等の受講・受検に係る経費の支援

(1) イの支援は、次のとおりとする。

ア 支援対象者の要件

支援対象者は、以下の(ア)から(エ)までの全ての要件を満たすものとする。

(ア) 農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受けた農業者（認定新規就農者）であること。

(イ) 過去に有機 JAS ほ場実地検査を受けていないこと。

(ウ) 本事業終了後、有機 JAS 認証を取得する意向があること。

(エ) (1) ウのアンケート調査や、事業実施主体が事業実施年度の翌年度以降に行う有機 JAS 認証取得状況調査に協力すること。

イ 補助対象経費及び上限額

支援対象者の補助対象経費及び上限額は、以下の(ア)及び(イ)とする。

(ア) 有機 JAS 講習会の補助対象経費は、講習会受講料（教材費を含む。）の実費のみとし、上限額は1農業者当たり30,000円とする。交通費は対象外とする。

(イ) 有機 JAS ほ場実地検査の補助対象経費は、検査料（検査員の交通費を含む。）の実費のみとし、上限額は1農業者当たり90,000円とする。

ウ 支援対象者の数

有機 JAS 講習会の受講者180名、有機 JAS ほ場実地検査の受検者90名を想定しているが、これ以上の応募があった場合は予算の範囲内で支援するものとする。

エ 手続の流れ

支援対象者への交付等に係る手続は次のとおり行うものとする。

(ア) 要領の作成

事業実施主体は、本取組の実施に当たり、あらかじめ、取組の趣旨、内容、仕組み、支援対象者への補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、別添4により生産局長に提出の上、その承認を受けるものとする。

(イ) 支援対象者の公募及び採択

a 事業実施主体は、支援対象者を公募し、その際、応募者から書面を提出させ、提出のあった書面について審査を行い、内容に不備等がない場合には、予算の範囲内で支援対象者を選考・採択し、採択された旨を応募者に通知するものとする。内容の不備等により採択しなかった場合にも、その旨を通知するものとする。

b 事業実施主体は、支援対象者の採択結果を別添5により取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

(ウ) 支援対象者の実績報告及び補助金の交付

a 事業実施主体は、支援対象者に対し、取組完了後の実績報告を求めるものとする。

b 事業実施主体は、支援対象者から a の報告があった場合は、内容に遺漏無きことを確認した上で、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

(エ) 支援対象者の状況把握

事業実施主体は、必要に応じて支援対象者から報告を求めること等により、取組の進捗状況を把握するものとする。

(オ) 支援対象者の状況報告

事業実施主体は、支援対象者における有機 JAS 認証の取得状況を把握するため、事業実施年度の翌年度から令和6年度まで、毎年度、支援対象者に対し、6月末までに有機 JAS 認証の取得状況について報告させるものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

ア 補助金交付に係る事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

イ 個人情報保護法及び関係法令を遵守するための規定や体制を有し、情報通信技術に関する知見を有する者が参画していること。

(2) 補助要件

ア 1 (1) に掲げる取組内容を全て行うこと。

イ 中立・公正な立場で全国各地の農業者に支援を行うこと。

ウ 支援対象者の有機 JAS 認証の取得状況を取りまとめ、事業実施年度の翌年度から令和6年度まで、毎年度、生産局長に報告すること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下のものとし、目標年度は令和2年度とする。

成果目標 支援対象者のうち有機 JAS ほ場実地検査を受検する農業者 60 名以上

4 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 全国の新規就農者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。

- イ 全国の有機農業者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。
- ウ インターネットを通じた募集等の業務を行っている者が参画しているか。
- エ 有機 JAS 制度に関する知見を有する者が参画しているか。
- オ 事業終了後の支援対象者へのフォローアップ体制があるか。

(2) 取組の高度化

- ア 農業者との申請や交付に係る手続方法が書類の簡素化に資する計画となっているか。
- イ 事業終了後のフォローアップの方法が具体的な計画になっているか。
- ウ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが1つ以上あるか。
- エ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが2つ以上あるか。
- オ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが3つ以上あるか。

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)の規定に基づき、別添1により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1の規定に基づき、別添2により事業完了年度の翌年度の7月末日までに生産局長に事業実施状況報告を提出するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1の規定に基づき、別添3により目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に自己点検評価を提出するものとする。

Ⅱ 有機農地集約化試行支援事業

第1 事業の内容

有機農業への新規就農者（自営農業就農者及び新規参入者のほか雇用就農者を含む。以下同じ。）及び慣行栽培等から有機農業への転換者（以下「転換者」という。）が、周辺地域からの有機 JAS 規格第3条に定める使用禁止資材の飛散や流入等のリスクを軽減し緩衝帯を小さくできるなど、有機農業に取り組みやすい農地の確保を図る観点から、地域に存在する複数の耕作放棄地や遊休農地等の農地を活用して、有機農業向けに集約・転換した農地（以下「有機集約農地」という。）を確保する取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 取組内容

ア 事業計画の検討

本事業の事業実施主体や地域関係者（地域の地権者や耕作者、農地中間管理機構職員、JA 等）を参集し、有機集約農地の確保に向けた事業実施計画の内容やその進め方の確認その他本事業の目標達成に向けて必要な事項について調整・検討を行う。

イ 地権者や関係者の合意形成を図る取組

有機集約農地を確保する計画を有する地域関係者の合意形成を図るため、本事業の趣旨や取組内容に関する地権者等向け説明会の開催、地権者及び近隣住民に対する有機農業者受け入れ等に関する意向アンケートの実施、先進地事例の調査及び事例報告のとりまとめ、有機集約農地の利用を希望する農業者と地権者等とのマッチングに向けた相談会の開催等を行う。

ウ 有機集約農地への転換・管理

農地を有機集約農地に転換又は維持するため、除草、耕うん等のほ場管理、土壌分析、たい肥の施用、緑肥の播種・すき込み等による土づくりの取組及び有機 JAS 認証を受けるための取組を行う。

エ 取組成果の概要の作成

本事業で実施した際の課題やその解決策、取組内容等を簡潔にまとめた成果概要を作成する。

(2) 実施に当たっての留意事項

(1) エで作成した取組成果の概要は、ホームページでの掲載、セミナーでの事例発表、市町村等の視察の受け入れ等を通じ、情報発信を行うものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

ア 協議会の場合は、市町村が参画していること。

イ 市町村公社の場合は、有機農業向けに集約化する計画の対象農地の管理その他必要な業務を実施することについて、市町村との間で協定等を結んでいること。

(2) 補助要件

1 (1) に掲げる取組内容を全て行うこと。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標

は以下のものとし、目標年度は令和2年度とする。

成果目標 有機集約農地を2ha以上確保

なお、当該農地は、以下のア及びイを満たすものとする。

ア 三筆以上のほ場が連続し、それぞれのほ場の一边が他のいずれかのほ場の一边と隣接しているア 三筆以上のほ場が連続し、それぞれのほ場の一边が他のいずれかのほ場の一边と隣接している一団の農地が含まれていること。

イ 有機JAS規格の基準を満たすことが確認され、転換期間中の状況であること。

4 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 参画している市町村の条例又は地域再生計画など農業以外の計画等に有機農業が位置付けられているか。

イ 参画している市町村に、新規就農者をサポートする体制があるか。

ウ 参画している市町村に、有機農業者をサポートする体制があるか。

エ 構成員の中に、有機農業への新規就農者や転換者に農地の斡旋・紹介等を行った実績のある者が参画しているか。

オ 構成員の中に、有機農業のほ場管理を行った実績のある者が参画しているか。

(2) 取組の高度化

ア 参画している市町村は、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークの会員であるか。

イ 有機集約農地の利用を予定する農業者が決まっているか。

ウ 有機集約農地は五筆以上のほ場が連続しているか。

エ 有機集約農地は3ha以上であるか。

オ 参画している市町村に、新規就農者を主な対象とした支援措置があるか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)の規定に基づき、別添1により事業実施計画を作成し、事業の対象区域が所在する都道府県を管轄する地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

地方農政局長は、1の規定により提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認められた場合は、事業実施主体に対し当該計画の承認を通知するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1の規定に基づき、別添2により事業完了年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1の規定に基づき、事業実施主体自らが行う事業を評価し、別添3により目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長にその結果を報告するものとする。

Ⅲ オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

第1 事業の内容

国際水準の有機農業の面的拡大と有機農産物等の安定的な供給体制の構築を図るため、有機農業者のネットワークづくり、学校給食等を含む販路確保に向けた取組、栽培技術及び経営力向上に向けた研修会の開催、生産出荷拡大に必要な機械リース導入等の取組を通じて、地域におけるオーガニックビジネスの実践拠点（複数の有機農業者や関係者が、有機農産物等の安定的な供給体制の構築を図るための取組を共同で行う地域をいう。以下「実践拠点」という。）の育成及び強化をする取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業は、以下の（１）に掲げる支援の種類を設けるとともに、支援する取組の内容は（２）に掲げるものとする。なお、本事業の実施主体は、（１）ア又はイのいずれかの支援の種類を選択し、それぞれ２の補助要件、３の成果目標等に即して実施するものとする。

（１）支援の種類

ア 販路確保型

有機農業への新規就農者又は転換者が現に存在し、今後も増加が見込まれるものの、このような農業者だけでは十分な販路確保が難しい地域において、地方自治体が有機農産物等の一定の需要の確保を図ることにより、有機農業への新規就農者及び転換者をより多く受け入れられる実践拠点を育成するものとする。

イ 供給拡大型

国内外の市場ニーズに応じた有機農産物の安定供給体制構築に向け、既に一定量の有機農産物等が生産されている地域において、取組面積拡大や作業効率化等により生産・出荷量の拡大を図る実践拠点を強化するものとする。

（２）取組内容

ア 事業推進に関する検討

複数の有機農業者を始め、必要に応じ近隣の農業者、自治体・各種団体関係者、当該地域の有機農産物等の流通・加工・小売等に関わる事業者等を参集し、実践拠点づくりの推進に向け、事業計画の内容やその進め方の確認、会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について調整・検討を行う。

イ 栽培技術力・経営力向上のための取組

実践拠点の有機農業者の栽培技術や経営力の向上を図るため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、有機農業への新規就農者及び転換者の技術力や経営力の向上に資するよう留意するものとする。

（ア）研修ほ場の設置等

実践拠点において今後有機農業を開始することを希望する者を対象とする研修ほ場の設置、及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者（有機農業に取り組んでいる者であって、有機農業への新規就農者及び転換者に技術や経営等に関する指導を行う者とする。以下同じ。）や有識者による技術講習会等の開催

（イ）新たな栽培技術の実証等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、新たな栽培技術（栽培品目の生育状況、収量、品質等を改善するものに限る。）の実証を行うための実証ほ場の設置、農業機械のリース、実証データの収集・分析及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者や有識者による技術講習会等の開催

（ウ）労働時間や生産コストの分析等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、農業機械のリース、労働時間や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータの収集・分析及び地域の熟練有機農業者や有識者による講習会等の開催

(エ) 栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成

上記(ア)から(ウ)までの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上に関するマニュアルや技術指導書等の作成

(オ) 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入実証

上記(ア)から(ウ)までの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入実証

(カ) 経営力向上・表示制度に係る研修会等

実践拠点の有機農業者の栽培技術・経営力の向上、有機農業者や関係者の有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に資する研修会等の開催

(キ) 有機農業への新規就農者及び転換者の土づくり技術実証

有機農業への新規就農者及び転換者の経営するほ場等の土づくりのための技術実証

(ク) 成果報告会等

上記(ア)から(キ)までの取組成果を共有するための報告会や検討会の開催

ウ 安定供給体制構築のための取組

実践拠点で生産される有機農産物等やその加工品を安定的に供給する体制を構築するため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、有機農業への新規就農者及び転換者の販路開拓・拡大に資するよう留意するものとする。

(ア) 販売戦略等に係る意見交換会等

地域の生産能力、実需の動向、出荷の方法、加工等を含む販売戦略等、農産物の安定供給体制構築に向けた戦略や課題を検討・共有するための意見交換会や検討会の開催

(イ) 生産・出荷効率化に係る講習会等

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付け時期等の調整を行うための意見交換会や検討会の開催及び生産や出荷の調整・管理を効率化するための手法等に関する講習会等の開催

(ウ) 生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付時期等の調整並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入実証

(エ) 需要調査

実需者の意向把握調査(店舗調査を含む。)や需要量の調査

(オ) 展示会への出展、実需者の招へい・商談等

実需者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、実践拠点や同拠点に関する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等の実施及びこれらに必要となる実践拠点の取組や有機農産物等に関する資料(映像資料を含む。)の作成

(カ) 加工品の試作開発

販路開拓に必要となる加工品の試作開発や食品加工機械のリース

(キ) 学校給食等での利用拡大

協議会に参画する地方自治体が運営に関わる学校給食等で利用する有機農産物

等の栽培計画、集荷方法、納品規格等に関する調整・検討やマニュアルの作成、農産物の調理品又は加工品の試作、実践拠点における有機農業の取組及び有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成

2 補助要件

(1) 販路確保型の要件

ア 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

(ア) 協議会であって、その構成員に以下のaからcまでの者が全て参画していること。

a 有機農産物等を利用する取組を新たに計画している、又は既の実施している場合は利用拡大を計画している地方自治体の職員。

なお、有機農産物等を利用する取組とは、地方自治体が運営に関わる学校給食等での利用、地方自治体が有機農業の推進のために開催するイベントでの提供その他の有機農産物等が概ね100人以上に提供されることが見込まれるものとする。

b 原則として5名以上の有機農業者とし、その中に熟練有機農業者を1名以上、有機農業への新規就農者又は転換者を1名以上含むものとする。ただし、法人や団体等（以下「団体等」という。）を構成員に含む場合、当該団体等に属するこれらの者の数を個別に計上することができる。

また、事業開始後にやむを得ず上記の要件を満たさなくなった場合は、有機農業への新規就農者又は転換者を募ること等により、要件を満たすように努めるものとする。

c 上記a及びbの他、近隣の農業者、各種団体関係者、生産された有機農産物等に関わる事業者や実需者、給食関係者、イベント関係者等のうちいずれかの者。

イ 補助要件

(ア) 1(2)の取組内容のうちアの事業推進に関する検討は、必ず実施すること。

(イ) 1(2)の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組を行う場合は、イ(ア)から(ク)までの中から2項目以上を、ウの安定供給体制構築のための取組を行う場合は、ウ(ア)から(キ)までの中から2項目以上を選択し、一体的に実施すること。

(ウ) 1(2)の取組内容のうちイ(オ)の栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等導入実証、及びウ(ウ)の生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証は、支援対象としない。

(エ) 1(2)の取組内容のうちイ(イ)の新たな栽培技術の実証等及び(ウ)の労働時間や生産コストの分析等における農業機械のリース、並びにウ(カ)の加工品の試作開発における食品加工機械のリースは、支援対象としない。

(2) 供給拡大型の要件

ア 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

(ア) 協議会や法人等の代表者や役員等に、有機農業を始めて5年以上の者であって、有機農産物等の共同出荷に取り組んでいる者を含むこと。

(イ) 本事業の成果を受益する有機農業者が3戸以上又は農業従事者（原則年間150日以上従事）が5名以上であること。

(ウ) 中小企業又は小規模事業者であること。（ただし、以下のaからcまでのいずれかに該当する中小企業者は除く。）

- a 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
 - b 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
 - c 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者
- (エ) 協議会の場合は、(1)ア(ア)の要件を全て満たすこと。

(3) 個別の取組項目の実施要件

本事業の1の(2)に定める取組項目の実施に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

ア 取組内容のうちイ(キ)の有機農業への新規就農者及び転換者の土づくり技術実証を行う場合の補助要件及び補助対象は、次のとおりとする。

(ア) 実証を行う場所は、事業実施主体が必要と認めた、有機農業への新規就農者及び転換者の経営するほ場に限定するとともに、有機農業への新規就農者及び転換者は、熟練有機農業者や学識経験者等による技術指導を受けるものとする。

ただし、同一の者の経営するほ場での取組は、各年度において1取組までとし、過年度のオーガニックビジネス実践拠点づくり事業で採択実績のある地域において、過年度の取組に係るほ場を経営していた者と同一の者が経営するほ場での取組は、通算で2取組までとする。

(イ) ほ場で利用する堆肥等は、有機JAS規格別表1に定める肥料及び土壌改良資材に限るものとし、その購入費（運搬及び散布に係る経費を含む。）を補助対象とする。

イ 取組内容のうちイ(エ)の栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成、ウ(ア)の販売戦略等に係る意見交換会等及び(エ)の需要調査の取組については、前年度に本事業を活用し同様の取組を行った場合は、補助対象外とする。

ウ 農業機械又は食品加工機械をリース導入する場合の基準は、次のとおりとする。

(ア) リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、事業実施計画で定める範囲において農業者又は団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人に限る。）とする。

(イ) 農業機械及び食品加工機械の範囲

農業機械の範囲は、有機農産物の生産・出荷拡大に必要なものとし、食品加工機械の範囲は、製造・加工等機械のうち、有機農産物の加工に必要なものとする。

ただし、次に掲げる機械は対象機械の範囲から除くものとする。

- a 農業機械のうち、トラクター、田植機（紙マルチ田植機を除く。）、田植装置を有する栽培管理ビーグル、自脱型コンバイン等汎用性の高いもの
- b 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて50万円未満のもの。
- c 利用者が既に利用している機械と同程度の能力のもの。

(ウ) 機械の利用条件

- a 有機農産物の生産・出荷量、有機加工食品の製造・加工量等に応じた適正な処理能力とすること。
- b (ア)に定める利用者が共同利用するものであること。

(エ) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- a 事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。
 - b リース事業者が納入する機械は原則として一般競争入札で選定すること。
 - c リース期間は法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。
 - d 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。
 - e リース期間終了後、利用者にリース物件を譲渡する旨の定めがないこと。
- エ リース料の助成額
- (ア) リース料の助成額（以下「リース料助成額」という。）は、リース事業者とのリース契約に係る諸費用のうち、保険料、固定資産税（償却資産）、金利とする。
- (イ) リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる a 及び b の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。
- なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の少数第 3 位の数字を四捨五入して少数第 2 位で表した数値とする。
- a $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1 / 2$ 以内
 - b $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1 / 2$ 以内

(4) その他の要件

- 次の取組は、補助対象としない。
- ア 事業実施主体が自力若しくは他の助成により現に実施し、又は既に実施を完了している取組
 - イ 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組
 - ウ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - エ 事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費
 - オ その他この事業を実施する上で必要とは認められない経費及びこの事業の実施に要したことを証明できない経費
 - カ 特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる PR 活動として行う、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告、物品の販売のみを行うイベントへの出展等の取組
 - キ 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

(5) 補助金の返還

- 国は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全額を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。
- ア 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 事業成果の評価等の報告を怠った場合
 - ウ 事業により導入した機械について事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断した場合
 - エ 事業により導入した機械のリース契約を解約した場合

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定その他必要な事項は、支援の種類ごとに以下のとおりとし、目標年度は令和5年度とする。

なお、国際水準の有機農業について、農業者又は取組面積として算定するものは、①有機 JAS 認証を取得している、②国際水準の有機農業が行われていることを、地方自治体又は民間企業の制度若しくは仕組みで確認されている又は③有機農業指導員等により確認されているものとする。

(1) 販路確保型

成果目標は、以下のア及びイの両方とする。また、以下のウ及びエは成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

ア 有機農業への新規就農者及び転換者の合計人数

事業実施年度の前年度の有機農業者数の10%以上増加

イ 新たに有機 JAS 認証を取得した農業者数

事業実施年度の前年度の有機 JAS 認証取得農業者数の10%以上増加

(前年度の有機 JAS 認証取得農業者がゼロの場合は、事業実施年度の前年度の有機農業者数の10%以上とする。)

ウ 国際水準の有機農業の取組面積

エ 有機農産物等の出荷量

(2) 供給拡大型

成果目標は、以下のアからウまでのいずれかを選択するものとする。なお、成果目標に選択しなかった2つの指標は、成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

(前年度の有機 JAS 認証を取得した取組面積や農産物がゼロの場合は、それぞれ事業実施年度の前年度の国際水準の有機農業の取組面積、有機農産物等の出荷量の10%以上とする。)

ア 有機 JAS 認証を取得した取組面積

事業実施年度の前年度から10%以上増加

イ 有機 JAS 認証を取得した農産物のお荷量

事業実施年度の前年度から10%以上増加

ウ 有機 JAS 認証を取得した農産物の販売額

事業実施年度の前年度から10%以上増加

4 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 販路確保型

ア 有機農業の取組の波及性

(ア) 協議会の構成員に有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク会員の市町村が含まれているか。

(イ) 協議会の構成員に都道府県が含まれているか。

(ウ) 協議会の構成員に有機農業への新規就農者又は転換者が2名以上含まれているか。

(エ) 協議会の構成員に有機農業者が6名以上含まれているか。

(オ) 取組内容のうちイ(ク)の成果報告会等を行う計画となっているか。

イ 有機農業の取組の高度化

(ア) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組及びウの安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。

(イ) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組に3つ以上取り組んで

いるか。

(ウ) 取組内容のうちウの安定供給体制構築のための取組に3つ以上取り組んでいるか。

(エ) 2つの成果目標の増加割合がいずれも15%以上であるか。

(オ) 取組内容のうちイ(カ)の経営力向上・表示制度に係る研修会等のうち、有機JAS認証制度の理解増進に資する研修会を開催する計画となっているか。

(2) 供給拡大型

ア 有機農業の取組の波及性

(ア) 事業実施主体の代表者又は役員等に、農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者(認定農業者)が含まれているか。

(イ) 事業実施主体に有機農業への新規就農者又は転換者が1名以上含まれているか。

(ウ) 本事業の成果を受益する有機農業者が4戸以上であるか。

(エ) 本事業の成果を受益する有機農業者が5戸以上であるか。

(オ) 取組内容のうちイ(ク)の成果報告会等を行う計画となっているか。

イ 有機農業の取組の高度化

(ア) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組及びウの安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。

(イ) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組に2つ以上取り組んでいるか。

(ウ) 取組内容のうちウの安定供給体制構築のための取組に2つ以上取り組んでいるか。

(エ) 成果目標が15%以上増加するものとなっているか。

(オ) 成果目標が20%以上増加するものとなっているか。

5 その他

本事業の販路確保型の支援について、同一の事業実施主体が支援を受けられるのは、原則3か年までとする。ただし、当該事業実施主体が取組を実施する地域の範囲を拡大し、かつ、取組内容が異なる場合は、この限りでない。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)の規定に基づき、別添1により事業実施計画を作成し、事業の対象区域が所在する都道府県を管轄する地方農政局長(北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。

ただし、事業実施主体が複数の都道府県の区域を対象として事業を行う場合は、主たる事務所が所在する都道府県を管轄する地方農政局長へ提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

地方農政局長は、1の規定により提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認められた場合は、事業実施主体に対し当該計画の承認を通知するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1の規定に基づき、別添2により事業完了年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1の規定に基づき、事業実施主体自らが行う事業を

評価し、別添3により目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長にその結果を報告するものとする。

IV オーガニックビジネス拡大支援事業

第1 事業の内容

国際水準の有機農業の面的拡大と有機農産物等の安定的な供給体制の構築によるオーガニックビジネスの拡大を支援するため、実践拠点で生産される有機農産物等及びその加工品の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）を企画・提案するオーガニックプロデューサーを選定・派遣し、実践拠点の課題解決を支援するとともに、実需者との商談等を支援する。

1 オーガニックプロデューサーの役割及び要件

(1) オーガニックプロデューサーの役割

オーガニックプロデューサーは、実践拠点に対して、有機農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題（農業技術、物流、販売先等）への対応を含む。）の提案を行い、実践拠点におけるビジネス拡大を促進する。

(2) オーガニックプロデューサーの要件

オーガニックプロデューサーは、次のア及びイに該当する者の中から、事業実施主体が選定する者とする。ただし、事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）をオーガニックプロデューサーに選定することはできないものとする。

ア 実践拠点における有機農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）を企画・提案できる者

イ 次の（ア）から（エ）までのうち1つ以上に該当する者

（ア）地域や近隣の有機農業者が容易に意見や情報を交換することのできる関係を構築する意欲及び能力を有する者

（イ）実践拠点において有機農業技術を指導する意欲及び能力を有する者

（ウ）実践拠点に新たな販路を提供する意欲及び能力を有する者

（エ）その他事業実施主体がオーガニックプロデューサーに任命することが適当であると認めた者

2 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者を招集し、調整・検討を行う。

(2) オーガニックプロデューサーの派遣

1 (1) に定めるオーガニックプロデューサーの役割を踏まえ、1 (2) に定める要件を満たす者の中から、本事業の成果目標達成に必要な者をオーガニックプロデューサーとして予め選定する。実践拠点（全国10地域以上に派遣することを想定。）からの要望に応じて、オーガニックプロデューサーを派遣し、実践拠点で生産する有機農産物等及びその加工品の販売戦略（販路拡大等の課題（農業技術・物流・販売先等）への対応を含む。）を提案する。

(3) オーガニックプロデューサー会議の開催

複数のオーガニックプロデューサーの間で、個々の実践拠点の販路拡大等の課題について情報を共有するとともに、課題解決に向けた対応方針を協議するため、オーガニックプロデューサー会議を適時に開催する。なお、本会議には、オーガニックプロデューサー以外に有機農業や関連業界に知見を有する者を招へいできるものとする。

(4) 実践拠点と実需者とのマッチング及び商談の支援

実践拠点及び実践拠点に関連する地域（有機農産物等を加工する企業の存する地域等。3地域以上を想定。）に実需者（本事業関係者やオーガニックプロデューサーと同一の組織に属する者は含まない。）を招へいし、首都圏や関西圏において実践拠点の農業者や関係者が出展するビジネス商談会を開催することにより、実践拠点で生産される有機農産物等及びその加工品を製造・販売する者と実需者とのマッチングや商談を促す。

なお、ビジネス商談会の開催に当たっては、その開催形態（単独開催、既存の商談会の一部のブース出展、別途開催される有機農業に関わるセミナーとの同時開催等）は問わず、多くの実需者に対し、出展者情報の事前提供やビジネス商談会への参加呼びかけ等を行い、当日の商談が効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(5) 成果の普及

(2) から (4) までの成果を普及するための報告書を取りまとめ、その内容を広く紹介する。

3 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・ 理事又は事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

2に掲げる取組を全て行うこと。

4 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は(1)から(2)までの全てとし、目標年度は令和2年度とする。

- (1) オーガニックプロデューサーを派遣する全ての実践拠点で、有機農産物等及びその加工品の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む。）の提案を行い、1実践拠点当たりの平均提案件数を10件以上とすること。
- (2) ビジネス商談会における商談件数 参加者1者当たり平均30件以上

5 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。
- イ オーガニックプロデューサーの選定方法や基準について具体的な計画を策定しているか。
- ウ 複数の分野を専門とするオーガニックプロデューサー候補者が選定されているか。
- エ 農産物等の販売戦略（販路拡大等の課題への対応を含む）の提案等を行うコンサルティング業務の経験を有する者が2者以上参画しているか。
- オ 有機農産物等の商談業務の経験を有する者が2者以上参画しているか。

(2) 取組の高度化

- ア オーガニックプロデューサー会議の開催時期や内容が、オーガニックプロデューサーの派遣時期等を踏まえ、具体的な計画になっているか。
- イ オーガニックプロデューサー会議に有機農業やその関連業界に知見を有する者が

参画する計画になっているか。

- ウ オーガニックプロデューサーが実践拠点を複数回訪問する計画になっているか。
- エ 複数のオーガニックプロデューサーが実践拠点を訪問する計画になっているか。
- オ 実践拠点と実需者のマッチング及び商談に呼びかけ可能な複数の業態の実需者情報を把握しているか。

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1（1）の規定に基づき、別添1により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1の規定に基づき、別添2により事業完了年度の翌年度の7月末日までに生産局長に事業実施状況報告を提出するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1の規定に基づき、別添3により目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に自己点検評価を提出するものとする。

V 産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証支援事業

第1 事業の内容

実践拠点や有機農業の産地に共通する生産技術課題（軽労化など有機農業の生産性向上）の解決に向け、全国複数か所において、有機農業の生産性向上に資する農業機械や栽培管理機器（以下「農業機械等」という。）の実証（現地条件に応じた農業機械等の最適な使用条件の確認、農業機械等の利用に伴う生産性の変化の把握等）や、その成果の普及に係る取組を支援し、有機農業等に関係する産地間・自治体間の連携を強化する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 生産技術課題の解決に向けた実証の取組

有機農業に取り組む際に大きな作業負担となっている雑草対策（除草、抑草等）に関して、全国の複数か所において、作業時間短縮に資する農業機械等の最適な使用条件の確認、現地条件に応じた軽微な改良、農業機械等の利用に伴う作業時間の変化の把握等の実証の取組を支援する。

なお、実証の対象とする栽培品目や実証を行う場所は、実証結果がより広範な地域に活用されるように選定する。また、1種類の農業機械等あたり2か所以上を選定する。

(3) 成果の普及

上記（2）の実証成果を普及するため、報告書を取りまとめるとともに、実証を行った地域又は実践拠点（令和2年度以前に同様の事業を実施した地域を含む。）の存する地域のうち、1種類の農業機械等あたり2か所以上において、農業者向け成果講習会を開催する。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・理事や事業を担当する構成員として、農業機械等のメーカー、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

1の（2）及び（3）を必ず実施すること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標は、以下の（1）及び（2）の両方とし、目標年度は令和2年度とする。

- (1) 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間を、実証を行った全てのか所で現状比10%以上短縮すること。
- (2) 農業者向け成果講習会において、全ての農業機械等で50名以上の農業者の参加を得ること。

4 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 2社以上の農業機械等のメーカーが参画しているか。
- イ 農業機械等のメーカー、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者又は農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。
- ウ 有機農業者向けの講習会を実施した経験を有する者が参画しているか。
- エ 実証する農業機械等は、過去3年以内に有機農業者への導入実績があるか。
- オ 実証する農業機械等は、導入時の生産者へのサポート体制が整備されているか。

(2) 取組の高度化

- ア 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より15%以上向上する数値が設定されているか。
- イ 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より20%以上向上する数値が設定されているか。
- ウ 農業機械等の実証内容が、具体的な計画になっているか。
- エ 農業機械等の実証地域が、複数の都道府県に配置され、かつ、一部の地方に偏っていないか。
- オ 成果講習会の開催数が、3か所以上の計画になっているか。

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)の規定に基づき、別添1により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1の規定に基づき、別添2により事業完了年度の翌年度の7月末日までに生産局長に事業実施状況報告を提出するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1の規定に基づき、別添3により目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に自己点検評価を提出するものとする。

第4 その他

- 1 第1の1(2)の実証は、事業全体で2種類以上の農業機械等を対象に行うこととするが、1者で複数の種類の農業機械等の実証を計画する者を補助対象者とすることもできるものとする。ただし、2種類以上の農業機械等の実証に係る計画について、一部の農業機械等の実証のみを補助対象経費として選定し、調整を行う場合がある。
- 2 1でいう「種類」とは、「除草機」等、農業機械等の一般的な名称として一括できる範囲を指す(ただし、例えば水田用と畑作用とで機械等の構造や性能が大きく異なる場合等は、異なる種類とする。)ものとし、「1種類の農業機械等」の中に含まれる製品は、複数のメーカーのものであるか同一メーカーのものであるかを問わないものとする。また、同一の種類の農業機械等を、複数の栽培品目を対象として実証することもできるものとする。

VI 産地間・自治体間連携支援事業のうち流通技術課題対応実証及び自治体ネットワーク連携活動支援事業

第1 事業の内容

実践拠点や有機農業の産地に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応する実証の取組、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークと連携した活動を支援し、有機農業等に関係する産地間・自治体間の連携を強化する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 流通技術課題の実証

実践拠点に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応し、その解決を目指すため、全国2か所以上の有機農産物等の産地が連携し、多数の有機農業者や事業者・団体等の間で有機農産物等の集出荷に関する情報を共有する仕組み（アプリケーション等の導入、使用を含む。）を試験導入し、流通量の安定化、流通コストの軽減等の効果を把握する。

(3) 成果の普及

(2)の成果を普及するための報告書を取りまとめるとともに、実践拠点や自治体職員等が参集するセミナー等の場を活用し、取組成果の普及を2回以上行う。

(4) 有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークと連携した活動

「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）と連携し、ネットワーク会員や実践拠点に関わる自治体等を参集したセミナー等を開催する。

なお、開催に当たっては、自治体のほか、産地やその他の有機農業関係者の相互連携を促す場となるよう留意するとともに、開催形態についてネットワーク等と十分に調整するものとする。

また、複数の事業実施主体が本セミナー等の開催を計画している場合は、調整を行う場合がある。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、別紙8本体の第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

・理事や事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

・1 (2) 及び (3) の取組を必ず実施すること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の2の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下の(1)から(3)までの全てとし、目標年度は令和2年度とする。

(1) 産地の農産物の集出荷とりまとめ等による、平成30年度の農業者の物流コストから

の削減率 10%以上

(2) 流通技術課題の実証に参画する有機農業者数 50名以上

(3) 1の(3)の取組への参加人数 50名以上

4 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。

イ 現在、集出荷情報共有化の仕組み（アプリケーションに限らない）を提供している者が参画しているか。

ウ 実証する出荷情報共有化の仕組みは携帯型端末（スマートフォンやタブレット型端末等）で操作が可能か。

エ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、過去3年以内に導入実績があるか。

オ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、導入後のサポート体制が整備されているか。

(2) 取組の高度化

ア 産地の農産物の集出荷取りまとめ等による農業者の物流コスト削減率が15%以上となる計画となっているか。

イ 成果の普及の取組について、参加人数が100名以上となる計画となっているか。

ウ 集出荷情報共有化の実証内容が、具体的な計画になっているか。

エ 集出荷情報共有化の実証結果の活用方針が、具体的な計画になっているか。

オ 成果の普及の進め方が、具体的な計画になっているか。

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)の規定に基づき、別添1により生産局長に事業実施計画を提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1の規定に基づき、別添2により事業完了年度の翌年度の7月末日までに生産局長に事業実施状況報告を提出するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1の規定に基づき、別添3により目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に自己点検評価を提出するものとする。

Ⅶ 国産有機農産物バリューチェーン構築推進事業

第1 事業の内容

国産有機農産物の新たな需要を創出していくため、国産有機農産物のバリューチェーンに関わる流通、加工、小売等の事業者と連携し、国産有機農産物の消費者の需要及び加工向け需要を喚起する取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国産有機農産物サポーターズ（仮称）の活動情報の周知
ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）又はホームページにおいて、国産有機農産物サポーターズの活動情報を周知するページを作成する等により、消費者等に対し広く周知を行う。
- (2) 国産有機農産物活用の取組事例集の作成
国産有機農産物サポーターズにおける国産有機農産物を優先的に取り扱う取組や消費拡大に向けた消費者向けの取組等（農産物販売、加工品製造・販売、料理の開発・提供等）の事例集を作成し、SNS 又はホームページ等で消費者に対し周知を行う。
- (3) 国産有機農産物活用ワークショップの開催
国産有機農産物の生産の特徴（栽培方法や地域資源の有効活用）及び環境面での効果、これら農産物を原材料とした様々な有機加工食品の開発状況など、国内の生産から流通・加工、消費までの取組等を学習できる消費者参加型のワークショップを開催する。
なお、ワークショップの開催に当たっては、国産有機農産物サポーターズと連携して、消費者が国産有機農産物について、見る・食べる・触れる・考える等の経験が得られる催しとして企画し、消費者の注目度が高まるよう工夫するものとする。
- (4) 有機加工食品に関する講習会の開催
加工食品製造事業者等に対し、有機加工食品における原材料の分別管理方法等に係る JAS 規格の説明や有機加工食品の製造に取り組む事例紹介等を行う講習会を開催するものとする。
- (5) 有機農業及び有機食品表示制度に関する研修会の開催
有機農業や有機食品に関わる、もしくは関心を有する多様な民間事業者を対象として、有機農業や有機食品表示制度等について研修を行い、有機農業に対する消費者の理解を促す者として育成する研修会を開催するものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、別紙 8 本体の第 4 を満たし、かつ、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

(2) 補助要件

ア 1 に掲げる取組を全て行うこと。

イ SNS やホームページ等の独自の情報発信ツールを有し、定期的に活用していること。

3 成果目標の設定

本要綱本体第 3 の 2 の成果目標の設定に関して必要な事項について、本事業の成果目標は以下の (1) から (5) までの全てとし、目標年度は令和 2 年度とする。

- (1) 本事業によるサポーターズ活動情報へのアクセス数（SNS 又はホームページのフォロワー数、アクセス数等） のべ 1,000 名以上

- (2) 有機加工食品に関する講習会の受講者数 100 名以上
- (3) 有機農業及び有機食品表示制度に関する研修会の受講者数 100 名以上

4 審査基準

本要綱別表第4の2の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 過去に 200 名以上が参加する消費者向けイベントの開催実績がある者が構成員に含まれるか。
- イ 有機 JAS 検査員の資格を有する者、又は有機加工食品の認証事業者が構成員に含まれるか。
- ウ 複数の業種（農業、販売業、食品製造業、流通業等）の者が構成員に含まれているか。
- エ SNS 又はホームページ等を使用し、500 名以上に対して情報発信した実績があるか。
- オ SNS 又はホームページ等に有機農業に関する情報に係るコンテンツ等を掲載しているか。

(2) 取組の高度化

- ア 過去に有機食品の販売業者とイベントを実施した実績があるか。
- イ 1（3）の取組を実施するに当たって、国産有機農産物サポーターズの個々の活動の注目度を高められる内容となっているか。
- ウ 1（5）の取組を実施するに当たって、教育、観光など農業・食品産業関係以外の民間事業者に対して、積極的に参加を促す計画となっているか。
- エ 本事業で実施する講習会への参加者が 120 名以上となる計画となっているか。
- オ 本事業で実施する研修会への参加者が 120 名以上となる計画となっているか。

VIII 有機農業推進体制整備交付金

第1 事業の内容

国際水準の有機農業に取り組む農業者の指導体制を整備するため、都道府県において、有機JAS制度や栽培技術（国際水準の有機農業を実施するための栽培技術をいう。以下同じ。）等について指導・助言を行う人材を育成するとともに、国際水準の有機農業の普及に向けた農業者に対する指導活動を支援する。

1 定義

(1) 有機農業指導員

有機農業指導員とは、有機JAS制度の知識（有機JAS規格や同規格のQ&A、有機JASほ場実地検査のポイント等）を習得するために以下のア及びイの研修等を受講し、農業者が自らの判断で有機JAS認証を取得しやすい環境を整えるため、有機JAS制度や栽培技術等について指導・助言を行う者とする。

都道府県は、有機農業指導員を、第2に基づき作成する事業実施計画の有機農業指導体制に位置づけるものとする。

ア 有機JAS検査員向け養成研修

イ ほ場実地検査を活用した現地講習

(2) 有機農業指導体制

有機農業指導体制とは、農業者による国際水準の有機農業の実施や有機JAS認証の取得がしやすい環境整備を目的として、(1)の有機農業指導員が連携して、農業者に対し有機JAS制度及び栽培技術等について指導・助言等の活動を行う体制とする。

2 事業の取組内容

(1) 本交付金の目的は以下のとおりとする。

ア 有機農業指導員の育成

イ 国際水準の有機農業の普及に向けた指導活動の推進

(2) (1)の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率は、別添6-1のとおりとする。

なお、別添6-1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組は、別添6-2に従って実施するものとする。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の1の成果目標は、別添6-1の目標値の欄に掲げる目標とし、目標ごとに事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定するものとする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

都道府県は、本要綱本体第6の1(2)に基づき別添6-4により事業実施計画を作成し、地方農政局長へ提出するものとする。

2 事業実施計画の審査及び承認

- (1) 地方農政局長は、1の事業実施計画について、当該都道府県等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に関する審査を行う。
- (2) 地方農政局長は、(1)の審査を行った上で、事業実施計画を承認するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(2)において承認を行った場合には、速やかに生産局長に報告するものとする。

3 事業実施計画の変更

- (1) 本交付金の交付を受けた都道府県は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。
- (2) 本要綱本体第6の1(2)ウ(エ)に規定する事業実施計画の重要な変更は、「目標値の変更」とする。
- (3) 地方農政局長は、本要綱本体第6の1(2)ウの重要な変更に係る手続を行う場合には、必要に応じ、都道府県に対し意見を述べるができるものとする。

4 事業実施計画に係る指導

地方農政局長は、都道府県に対し、交付金で実施する内容が本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

都道府県は、毎年、次の(1)から(4)までに掲げる時点における事業の進捗状況を取りまとめ、(1)から(3)までについては当該時点から1か月以内に、(4)については別途指定する日までの間に、書面又は電子ファイルにより、地方農政局に報告するものとする。

- (1) 7月末時点
- (2) 12月末時点
- (3) 3月末時点
- (4) 必要に応じて、地方農政局が指定する時点

2 事業の評価

本要綱本体第8の2に基づく事業の評価は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県は、成果目標の達成状況について、別添6-6により成果及び評価報告書を作成し、自己評価を行い、事業実施年度の翌年度の6月末までに、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) (1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局においてその内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を記入するものとする。
- (3) 生産局は、地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、本要綱本体第8の1(3)に定める評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、地方農政局長は、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、地方農政局長は必要に応じて、都道府県に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

- (4) 地方農政局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (5) 地方農政局長は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該都道府県に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助言を行い、別添6-7により速やかに改善計画を提出させるものとする。
- (6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。
なお、都道府県は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度6月末日までに報告することとする。
- (7) 地方農政局は、(5)により指導を行った場合には、その内容を生産局に報告するものとする。

第4 その他

1 交付金の算定

- (1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、(2)により算定する交付金を都道府県に交付するものとする。
- (2) 都道府県への本交付金の交付額は、本要綱本体第6の1(2)により各都道府県から提出される事業実施計画に記載された目標値等を基に、別添6-3により算定するものとする。
- (3) 国は、地方農政局長が都道府県から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は当該都道府県に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。
- (4) 国は、都道府県から交付金の減額又は返還（以下「減額等」という。）を受けた場合、当該減額等額について、他の都道府県からの要望又は国の方針に基づき、都道府県に追加交付することができるものとする。

2 推進指導

地方農政局長は、第2の4、第3の2(5)に掲げる指導を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

別添6-1 本交付金の目的、目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率

目的	目標値	事業メニュー及びその内容	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	交付率
1 有機農業指導員の育成	新規の有機農業指導員の人数	<p>(1) 有機農業指導員の育成 有機農業指導員の育成に必要な有機JAS検査員向け養成研修等の受講、ほ場実地検査を活用した現場講習等の取組を支援する。</p>	<p><根拠となるデータ等> 当該都道府県が定める有機農業指導員のリストを提出するものとする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 有機農業指導員は、原則、有機JAS検査員向け養成研修及びほ場実地検査を活用した現場講習を受けた者とする。</p>	<p>事業費の定額 (10/10 以内) とする</p>
2 国際水準の有機農業の普及に向けた指導活動の推進	有機農業指導員による指導活動量	<p>(2) 指導活動の推進 国際水準の有機農業の普及に向けた指導活動の推進に必要な有機農業指導員に関する説明会の開催、農業者向けの有機JAS講習会等の開催や現地指導、有機JAS認証取得の手引きの作成等を支援する。</p>	<p><根拠となるデータ等> 農業者への指導・助言活動として実施する取組とその実施回数を記載したリストを提出するものとする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 有機農業指導員が農業者等に指導活動を実施した場合は、その指導の記録を残すものとし、都道府県の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくものとする。</p>	<p>事業費の定額 (10/10 以内) とする</p>

別添6－2

有機農業推進体制整備（有機農業推進体制整備交付金）の実施に当たって

都道府県は、目標値の達成のために、本交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、以下のとおりとする。

1 有機農業指導員の育成の取組

（1）事業の目的

都道府県において、農業者による国際水準の有機農業の実施や有機JAS認証の取得がしやすくなるよう指導体制を整備するため、有機JAS制度や栽培技術等について指導・助言を行うことができる有機農業指導員を育成する。

（2）事業内容

有機農業指導員が、農業者等に対する指導に必要な知識を習得するため、有機JAS検査員向け研修会、ほ場実地検査を活用した現場講習、有機JAS加工・小分け認証講習会、栽培技術講習会等に係る開催又は有機農業指導員（予定者）の派遣・受講支援等の取組を行う。

（3）事業の対象者の要件

本事業において、研修会の受講等を支援する対象者は、次に掲げる者のうち、有機JAS制度や栽培技術等について指導活動に従事することが確実に見込まれ、事業実施計画に定める有機農業指導体制計画に位置づけられている者とする。

なお、本事業を活用して育成された者については、事業実施年度から少なくとも3年の間、指導活動の対価を、当該指導を受けた者から受領しないことを要件とする。

（ア）普及指導員等の都道府県職員

（イ）営農指導員等の農業協同組合職員

（ウ）市町村職員

（エ）民間企業の社員

（オ）熟練有機農業者（有機JAS認証を取得しており、他の農業者に指導した実績を有する者に限る。）

（カ）その他、都道府県が指導体制に位置付けることが適当であるとする者

（4）留意事項

本事業の支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 有機JAS検査員向け養成研修の開催又は受講	1 謝金 研修会等の講師謝金、ほ場実地検査を活用した現場講習で対応した農業者への謝礼等	<ul style="list-style-type: none"> 有機JAS検査員向け養成研修とは、認証機関が検査員を希望する者向けに行う研修をいう。 ほ場実地検査を活用した現場講習は、有機JASのほ場実地検査の手法を学習するためのものとする。あわせて、有機JAS認証取得農業者等から栽培技術の講習を受けられるものとする。
2 ほ場実地検査を活用した現場講習の受講又は派遣	2 調査等旅費 都道府県職員の研修受講やほ場実地検査を活用した現場講習等に係る旅費	
3 有機JASの加工・小分け認証に関する講習会の開催又は受講	3 委員旅費 研修会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の研修やほ場実地検査を活用した現場講習等の受講に係る旅費	
4 その他有機農業指導員の育成に高い効果が期待される取組	4 研修受講費 研修の受講料、テキスト購入料等	
	5 印刷製本費 研修会等の資料等	
	6 通信・運搬費 研修会等資料の発送費等	
	7 会場借料 研修会等の会場借料	
	8 消耗品費 研修会等の開催に必要な消耗品等	
	9 資料購入費 教材の購入等	

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とすることができる。ただし、取組事項4については、都道府県において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

2 国際水準の有機農業の普及に向けた指導活動の推進

(1) 事業の目的

国際水準の有機農業の普及に向け、農業者が自らの判断で有機JAS認証を選択した際、円滑な取得が行われるよう、農業者に対し、有機農業指導員による有機JAS制度や栽培技術等に係る指導活動を推進する。

(2) 事業の内容

農業者に対し、有機農業指導員が有機JAS制度や栽培技術等について農業者に対する指導・助言を行うため、事業説明会の実施、農業者向け有機JAS講習会等の開催、農業者への現地指導、有機JAS認証取得の手引きの作成等の取組を支援する。

(3) 事業の対象者の要件

本事業において、指導・助言の活動等の支援を行う対象は、次に掲げる者のうち、事業実施計画に定める有機農業指導体制計画に位置づけられている者とする。

なお、(エ)、(オ)及び(カ)に掲げる者については、自らが所属する機関・組織等に対する指導活動は補助対象外とする。

(ア) 普及指導員等の都道府県職員

(イ) 営農指導員等の農業協同組合職員

(ウ) 市町村職員

(エ) 民間企業の社員

(オ) 熟練有機農業者（有機JAS認証を取得しており、他の農業者に指導した実績を有する者に限る。）

(カ) その他、都道府県が指導体制に位置付けることが適当であるとする者

(4) 留意事項

本事業メニューの支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 事業説明会の開催	1 謝金 研修会等の講師謝金等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業説明会は、有機農業指導員を紹介し、指導体制等について農業者に説明等を行う会とする。 ・栽培技術講習会は、国際水準の有機農業を実施するために必要な内容とする。
2 有機農業に関する実態調査の実施	2 調査等旅費 都道府県職員の農業者指導に係る旅費等	
3 有機JAS講習会の開催	3 委員旅費 関係機関・団体職員等の農業者指導に係る旅費等	
4 栽培技術講習会の開催	4 印刷製本費 農業者指導に係る資料作成費等	
5 有機農業指導員による現地指導	5 通信・運搬費 農業者指導に必要な郵便、運送、電話などの通信料等（基本使用料等の固定費用を除く。）	
6 有機JAS認証取得の手引きの作成	6 会場借料 農業者指導に必要な会場借料等	
7 その他有機農業指導員による指導に高い効果が期待される取組	7 消耗品費 農業者指導に必要な消耗品等	
	8 借上費 農業者指導に必要な事務機器、通信機器の借上等	
	9 資料購入費 指導参考図書購入等	
	10 情報発信費 研修会等のPR資材、広告・啓	

	<p>発等</p> <p>11 燃料費 有機農業指導員等による現地指導等のため、自動車で移動する場合のガソリン代(調査等旅費又は委員旅費に該当する場合を除く。)</p> <p>12 備品費 農業者指導に直接必要な備品等(リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。)</p> <p>13 委託費 指導活動の一部を他の者に委託する際の経費(ただし、交付額の50%未満とし、本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。)</p>	
--	---	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とすることができる。ただし、取組事項7については、都道府県において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

別添6-3 都道府県に交付する交付金の額の算定の方法について

1 都道府県に交付する交付金の額は、次により求める額とする。

$$\text{交付額} = A \times (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

(1) 有機JAS認証を取得していないが、有機農業を実施している農地面積に係る配分
(ウェイト20%)

平成30年度における有機JAS認証を取得していないが、有機農業を実施している
取組面積に応じて、算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。

$$\text{①} = 0.2 \times B / \Sigma B$$

(2) 新たに育成する有機農業指導員の人数に係る配分 (ウェイト40%)

新たに育成する有機農業指導員の人数に応じて、算定し配分するものとし、そ
の計算式は次のとおりとする。

$$\text{②} = 0.4 \times C / \Sigma C$$

(3) 有機農業指導員の指導活動量に係る配分 (ウェイト40%)

有機農業指導員の指導活動量に応じて、算定し配分するものとし、その計算
式は次のとおりとする。

$$\text{③} = 0.4 \times D / \Sigma D$$

$$D = (a + c + d) \times 1 + e \times 2 + (b + f) \times 5$$

A : 当該年度の予算の総額

B : 各都道府県における有機JAS認証を取得していないが、有機農業
を実施している農地の面積 (現状値)

ΣB : 交付金の交付を受ける全ての都道府県のBの総和

C : 各都道府県における有機農業指導員数 (目標値)

ΣC : 交付金の交付を受ける全ての都道府県のCの総和

D : 各都道府県における指導活動量 (目標値)

ΣD : 交付金の交付を受ける全ての都道府県のDの総和

a : 事業説明会の開催数

b : 有機農業に関する実態調査の実施 (実施する場合は1とする。)

c : 有機JAS講習会の開催数

d : 有機栽培技術研修会開催数

e : 農業者への現地指導数

f : 有機JAS認証取得手引きの作成 (作成する場合は1とする。)